

平成 27 年(行)第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄 外 109 名

被告 国

2017 年(平成 29 年)5 月 22 日

長崎地方裁判所御中

原告ら訴訟代理人弁護士 八木 大和

原告ら利水に関する主張について

第 1 原告らは本件事業の利水面について、訴状、第 1、第 4、第 6 準備書面において本件事業の基礎となっている佐世保市の平成 24 年予測が徹頭徹尾でたらめであり、本件事業の必要性は全くないということを明らかにしています。そのことについて、各書面の骨子と流れを説明します。

まず、訴状及び第 1 準備書面では、佐世保市が平成 24 年に作成した将来の水需要予測は、中身を検討するまでもなくでたらめであることが明らかなこと、実際に中身を検討したら、やはりでたらめであったこと、そして保有水源についてもでたらめを述べているということを明らかにしています。

平成 24 年予測は、中身を検討するまでもなくでたらめであることは昭和 50 年以後行われた過去 5 回の予測を比較すると、佐世保市が、常に、石木ダムの容量から逆算して水需要予測をねつ造してきたことが一目瞭然でした。そのからくりは、結論に合せて、あるときは人口が増えるとし、ある時は工業団地ができるとし、またある時はハウステンボスが...、自衛隊が...、SSK が...、とあの手この手で水需要を作り出してきたのです。しかし、一方で、予測通りの現実は一度も起きず、水需要は減少の一途をたどっています。そして、念のため平成 24 年予測の中身を検討すると、やはりでたらめでした。一般市民の生活用水の原単位について、国や佐世保市の主張は、要するに、「石木ダムを作って供給量が増えれば、

市民もそれに応じて水を使う」というものです。この論理がダムの必要性を導くうえで真逆の論理であり、国の主張は「生活用水の需要量が増えるから、石木ダムが必要である」という論理を放棄しています。国は自ら、石木ダムの必要性がないこと、需要予測に合理性がないことを自白するものです。

さらに業務・営業用水について、「観光者数との間の相関関係が見つかった」として小口需要を増やしていますが、それは従来「大口需要」としていたハウステンボスを移し替えたにすぎません。そして、最大の「ねつ造」は SSK の水需要予測です。本書面の中で SSK の水需要が 4.88 倍になるなど、「明日地球が滅亡する」という予言並みのたわ言であると指摘しましたが、平成 36 年どころか 100 年たっても SSK の水需要が 4.88 倍になることはありません。

さらに、国や佐世保市は、保有水源についてもでたらめを述べています。「不安定水源」の問題です。国は、「慣行水利権が、法的に見ても、取水実績で見ても、不安定であり、佐世保市の水需要の基礎としてあてにすることはできない」と述べていますが、法的に慣行水利権が「安定」であることは、講学上明らかです。取水実績を見ても、これまで慣行水利権から継続的かつ安定的に取水されています。そもそも、佐世保市が、慣行水利権を「不安定水源」に移行させ、佐世保市の保有水源から「抹殺」したのは、水源を減らさないと石木ダムの水源としての必要性を説明できなくなるからです。本件事業が中止になれば、慣行水利権は、現在事実としてそうですが、佐世保市の書類上もまた、「安定水源」に戻ります。

以上のとおり、第 1 準備書面では、佐世保市の水需要予測も、保有水源不足もともに、石木ダムを建設させるための方便として、佐世保市や長崎県ひいては国がねつ造してきたもので、利水面において石木ダム建設の必要性は全くないことを述べています。

第 2 次に、第 4 準備書面では、被告が過去 5 回の需要予測において、検討手法や考慮要素を変更してきたことの理由を説明できないことを明らかにしています。どの予測を見ても、常に石木ダム建設の必要性を担保する程度に佐世保

市は水不足です。そしてなぜか毎回違った手法を用い、毎回違った事情を考慮し、手法にも考慮事情にも一貫性がありません。これはまさしく、結果が先に決まっていることの証左です。先にのべたとおり平成 24 年予測においては、SSK の水需要を特別の手法で取り上げたり、ハウステンボスを小口需要に組み替えたり、負荷率や安全率の基準を変更したりと、あの手この手でごまかしをしています。これに対して被告は、過去の予測については一切反論せず、平成 24 年予測についてのみ「どの手法を選択するか、どの事情を考慮するかは水道事業者の裁量の範囲である」と言い逃れをしました。これに対し、原告らは「過去の予測を見れば、佐世保市が欲しい数字になるように手法や考慮要素を選択しているのは明らかである」と主張しているのです。被告が原告らの指摘にまともに反論するためには、被告は、平成 24 年予測において過去の予測とは違う手法、事情考慮がされていることを認めたいうえで、なぜ変更したかについて理由を説明しなければなりません。しかし被告は、変更した理由を説明せず、「変更するのか佐世保市の勝手だ」とうそぶくしかないので。原告らの指摘が正しいことをより強固にしてくれています。

第 3 次に、保有水源に関して、国は、ようやく第 3 準備書面で反論をしてきました。国の主張は要するに、「平成 19 年に本件慣行水利権では取水ができなかったため、量的に不安定である。だから除外した。」というものです。それ以外にいろいろ被告は述べていますが、当然のことであつたり、無関係のことであつたり、場合によっては読み手を煙に巻くような主張であり、一顧だにする必要もありません。これに対する原告らの反論が第 6 準備書面です。被告あるいは起業者である長崎県や佐世保市が「不安定水源」として、現行保有水源から慣行水利権を除外していることの不合理性を述べています。

まず量的不安定性ですが、確かに、平成 19 年の渇水があつた年、本件慣行水利権から 100 パーセントの取水はできていません。しかし、そのことは、被告らが「安定水源」としている許可水源においてもこの時期は、100 パーセン

トの取水はできていません。したがって「法的安定性」の点で「安定水源」と「不安定水源」との間に何ら質的違いはありません。それと同様、「量的不安定性」という点でも、両者に何ら違いはないのです。ですから、本件慣行水利権だけを除外することは明らかに不合理です。ちなみに、現在、平成19年渇水時と同じ降雨状況、水量状況であっても、佐世保市では水不足は生じていません。なぜなら、被告らの予測と違い、当時よりも水需要が減少しているからです。したがって、本件慣行水利権を含めた現行保有水源で、被告が言うところの「10年に一回程度の渇水」にも対応できるのです。被告は、佐世保市民がじゃぶじゃぶと水を使いたがっている。だから渇水が起きる」と主張しますが、そのような事態は起きていません。それはあまりにも佐世保市民を愚弄する主張です。また、被告は「SSKにおいて、毎日毎日4隻の修繕船のために最大の洗浄水を使う」と述べ、実際にそうならば、場合によっては水不足になるかもしれません。しかしそのようなことは実際には起こらないことは明らかで、被告自身も「起こる」とは言っていません。被告らが言っているのは「万が一起こった場合に対応する必要がある」ということですが、起こる可能性がないことに対応するために石木ダムを建設するというのは、水需要のために作ることにならず、まさしく不合理というしかありません。

原告らが何度も述べるように、被告らは、まず、「石木ダムを作る」という命題を絶対動かさないものとして立てています。そのために、保有水源の量が多すぎると思えば、屁理屈を並べて減らし、あるいは将来水需要予測が少なすぎると思えばやはり屁理屈を並べて増やし、最後には、「作ればみんなが使うのだから作ってもよい」という本末転倒の主張さえしています。このような石木ダムが不要であることは明らかです。このように、こと利水に関しては、本件事業は全く必要性がないことは明らかであり、少なくとも、地権者の意思と権利を踏みにじってまで行う正当性が全くない違法かつ無効な事業であることは明白です。

以上